

11 月祭に於ける洗い皿貸し出しに係る規約（洗い皿規約）

この規約は 11 月祭環境対策委員会の所有する洗い皿の使用に関して規定したものです。11 月祭において当委員会の洗い皿を使用する者はこの規約を遵守することが求められます。

第 1 条 洗い皿使用上の注意

1. 洗い皿は来場者が食事をする際の食器として使用してください。店内用調理器具（ざる、ボウルなど）の代用品としての使用は認めません。
2. 使い捨て容器や包み紙およびそれらに類するものを洗い皿と併用することを禁止します。割り箸との併用は可能です。違反行為が発見された場合は厳重注意によって改善を促します。注意後も改善がみられない場合は保証金没収（第 2 条参照）や出店停止措置を講じます。なお、当委員会が貸し出し不可能な食器で併用が不可避なものがある場合は、11/2(水)までに必ず当委員会にご連絡ください。
3. 洗い皿の洗浄は吉田食堂で行います。各模擬店内での洗浄や洗面所・洗い場などでの自主的な洗浄は、衛生管理の点から厳禁とします。
4. 使用後返却された洗い皿は吉田食堂での洗浄を経た上で再利用してください。使用済の洗い皿を洗浄せずに再利用することは、衛生管理の点から厳禁とします。

第 2 条 費用に関して

1. 洗い皿使用模擬店から「洗い皿保証金」5,000 円を 10/12(水)第 2 回企画担当者説明会にて当委員会が徴収します。11 月祭終了後に、保証金から下記経費を差し引いた残りは全額返還されます。
2. 洗い皿の洗浄費用は 1 模擬店あたり一律で 2,000 円です。洗い箸の洗浄費用は無料です。
3. 洗い皿を紛失・破損した場合、1 枚につき 150 円を洗い皿保証金から徴収します。
4. 洗い皿使用模擬店のうち希望する模擬店には洗い箸を貸し出します。洗い箸を使用する模擬店は「洗い箸使用料」として 300 円を保証金から徴収します。「洗い箸使用料」は 11 月祭終了後も返却致しませんのでご注意ください。
5. 洗い皿保証金は 11/30(水)第 5 回企画担当者説明会にて返却します。その際、「洗い皿保証金受領証控」と「代表者の学生証」の提示を義務付けます。なお、この 2 点のいずれかでもお持ちくださらなかった場合、洗い皿保証金を返却することはできません。
6. 企画の目的に反する行為（禁止メニューの販売、洗い皿を使用しない、洗い皿と他の食器・包装を併用する、洗い皿をボール等の調理器具として使用する、など）、衛生上不適切な行為（吉田食堂以外での洗い皿の洗浄、使用後の洗い皿を洗浄せずに使いまわす、など）、洗い皿使用模擬店企画運営に支障をきたす行為を行い注意後も改善がみられない場合は、保証金没収や出店停止措置を講じます。

第 3 条 出店キャンセルに関して

1. 出店キャンセルは原則として禁止します。また、洗い皿の使用をキャンセルした場合は出店キャンセルとみなし一般模擬店として出店することはできません。
2. 10/19(水)までにキャンセルした場合は、保証金徴収はありません。

- 10/20(木)から 11/22(火)までにキャンセルした場合は保証金のうち 1,500 円を徴収します。ただし、洗浄シフトに全て参加した場合は徴収しません。
- 11/23(水)以降に届出のあった出店キャンセルおよび無断の出店キャンセルに関しては、保証金の 5,000 円を全額徴収します。ただし、洗浄シフトに全て参加した場合は洗浄費を除く 3,000 円を徴収します。
- 11 月祭期間中に不出店しない日がある場合は事前連絡を義務付けます。また、洗い皿使用模擬店を出店していない日であっても洗浄シフトへの参加を義務付けます。洗浄シフトに全て参加しなかった場合は罰則として保証金のうち 1,500 円を徴収します。

第 4 条 洗い皿の変更・追加の扱い

- 各模擬店が使用する洗い皿は一旦決定した後の変更を基本的に認めません。ただし、やむをえない理由により変更の必要性がある場合は個別に相談に応じます。
- やむをえない理由がある場合でも 11/3(木)以降の洗い皿の変更希望は受け付けません。
- 1 つの模擬店が使用する洗い皿は基本的に 1 種類とします。2 種類以上の洗い皿の使用を希望する場合は、使用する洗い皿の決定前に個別に当委員会に申し出てください。

第 5 条 洗い皿の貸し出しに関して

- 一日の最初の貸し出し枚数は 30 枚とします。
- 原則、食器の返却なしに食器の貸し出しは行いません。洗い皿の交換の際の貸し出し枚数は当委員会が指定します。貸し出し枚数は返却枚数と同程度の枚数とします。希望があれば、その場で申し出てください。ただし、洗い皿の洗浄・乾燥には時間がかかるため、むやみに枚数を増加させると、洗い皿の洗浄が間に合わなくなる可能性がありますのでご注意ください。
- 吉田食堂と店舗間の洗い皿の運搬は各自で行ってください。運搬用のケースは当委員会が準備します。

第 6 条 洗い皿洗浄シフトに関して

- 11 月祭期間中、洗い皿の洗浄のために当委員会が指定した 45 分×2 回の洗浄シフトに参加していただきます。洗い皿使用模擬店企画の円滑な運営のため必ずご参加ください。
- 原則としてシフト時間の変更はできません。
- 洗浄シフトに全て参加しなかった場合、罰則として洗い皿保証金より 1,500 円を徴収します。

第 7 条 洗い皿禁止メニューに関して

- 洗い皿使用模擬店企画の目的は、洗い皿の使用によって使い捨て容器の排出量を減らすことです。本来使い捨て容器を使用しなくても販売可能なメニューは、洗い皿使用模擬店の販売品としてふさわしくないため禁止メニューに設定しています。
- 下記禁止メニューおよび下記に類するメニューで洗い皿使用模擬店を出店しようとした場合、原則として出店が認められません。禁止メニューかどうか判断がつかない場合は事前に 11 月祭環境対策委員会までお問い合わせください。

禁止メニュー	フライドポテト はしまき チュロス チョコバナナ ハンバーガー ドーナツ りんご飴 揚げアイス みたらし団子 串かつ コロッケ たこせん クレープ フランクフルト
--------	---